

第二百十五号議案

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を
改正する条例

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十年東京都
条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「第二条第二十項」を「第二条第二十一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五
号）の施行による産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百十五号議案

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る
権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例